

## ふるさと寄附推進事業支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1. 趣旨

この要領は、ふるさと寄附推進事業支援業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により受託する事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

### 2. 業務概要

#### (1) 業務の名称

ふるさと寄附推進事業支援業務委託

#### (2) 業務の目的

本業務は、泉南市（以下「本市」という。）が実施するふるさと泉南応援寄附に係る各種業務を民間事業者へ一括して委託することにより、寄附受付から返礼品発送管理までの業務の効率化及び品質向上を図るとともに、ふるさと納税制度を活用した自主財源の確保、本市の魅力発信及びシティプロモーションの推進、地域産業の振興並びに関係人口の創出・拡大を図ることを目的とする。また、本業務を通じて本市の地域資源の価値向上、地域事業者の販路拡大及び持続的な地域経済の活性化に資する取組を推進するものとする。

#### (3) 業務内容

「ふるさと寄附推進事業支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

#### (4) 事業費上限額

寄附金額に対する単価契約とし、想定寄附金額 1,500,000,000 円の 5.0%である 75,000,000 円（消費税及び地方消費税を除く）を上限とする。

#### (5) 履行期間

契約締結日から令和 12 年 3 月 31 日まで

（債務負担行為に基づく複数年度契約）

債務負担行為については、今後設定する予定。なお、債務負担行為について、泉南市議会の議決を得られない場合は契約しない。

なお、契約締結から令和 9 年 3 月 31 日までは準備期間として委託料は発生しない。

### 3. 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこととする。但し、複数（最大 3 企業）の企業による共同企業体の構成企業は、本業務の委託について別の共同企業体になることや単独企業として参加することは出来ない。

- (1) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマーク又は ISMS (情報セキュリティマネジメントシステム) の認証を取得しており適切に更新している者であること。  
（共同企業体の場合は、構成企業のすべてが取得していること。）
- (2) 公告の日から企画提案までの間のいずれの日においても、泉南市建設工事等指名停止要綱（平成 15 年 7 月 28 日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。また、令和 8 年度泉南市入札参加資格を有さない者にあつては、同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者でないこと。（共同企業体の場合は、構成企業のすべてが該当する者でないこと。）
- (3) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (4) 泉南市暴力団等排除措置要綱（平成 22 年 10 月 13 日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る者を含む）。
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。

- (8) 令和3年4月1日より令和8年3月31日までの直近5年の間に、ふるさと納税の寄附実績が10億円以上の市町村を5市町村以上受託した実績(共同企業体の場合はその共同企業体での実績)があり、かつ、履行実績を有していること。受託実績とは仕様書の「7. 業務内容」に記載する業務のうち(8)を除く業務を受託した実績であり、基幹システムの提供等の業務の一部のみを受託した実績は含まないものとする。
- (9) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
- (10) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

#### 4. スケジュール

| 内容                 | 期日                                       |
|--------------------|------------------------------------------|
| (1)公募開始            | 令和8年8月24日(月)午前9時から                       |
| (2)質問の受付期間         | 令和8年8月24日(月)午前9時から<br>令和8年8月28日(金)午後1時まで |
| (3)質問に対する回答期日      | 令和8年9月2日(水)                              |
| (4)参加申込書提出期限       | 令和8年9月4日(金)午後5時30分まで                     |
| (5)参加資格確認審査結果通知    | 令和8年9月9日(水)                              |
| (6)企画提案書提出開始日      | 令和8年9月10日(木)午前9時から                       |
| (7)参加資格不適合理由説明受付期限 | 令和8年9月16日(水)午後5時30分まで                    |
| (8)参加資格不適合理由回答     | 令和8年9月18日(金)                             |
| (9)企画提案書提出の締切日     | 令和8年9月30日(水)午後5時30分必着                    |
| (10)プレゼンテーション      | 令和8年10月20日(火)                            |
| (11)選定結果通知         | 令和8年10月30日(金)                            |
| (12)非選定理由説明受付期限    | 令和8年11月4日(水)午後5時30分まで                    |
| (13)非選定理由回答        | 令和8年11月11日(水)                            |
| (14)契約締結及び公表       | 令和8年11月下旬頃【予定】                           |

注1：スケジュールは予定であるため、市の事情により変更する場合がある。

注2：資料配布にあたっての説明会は開催しない。

#### 5. 実施要領等の配布及び参加申込

##### (1) 実施要領及び仕様書の交付

実施要領及び仕様書の交付は、泉南市成長戦略室ふるさと連携戦略課(泉南市樽井一丁目1番1号泉南市役所1階)及び泉南市ウェブサイト上で行う。(泉南市ウェブサイトからダウンロード可)

##### (2) 参加申込の方法

本実施要領及び仕様書の内容を確認し、参加を表明する者は所定の期日までに次の書類を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。この場合において、令和8年度泉南市入札等参加資格者名簿に登録がある者は、⑦⑧の書類を省略することができる。

また、共同企業体の場合は、①～④及び⑩以外の書類は、すべての構成企業が提出すること。

- ① プロポーザル参加資格審査申請書(様式第1号)
- ② 同種業務実績報告書(様式第2号)※単年度の寄附受入額が多い順に記載すること
- ③ ②に係る直近5年間に本業務と同種に関する業務を受託した契約書全部の写し及び完了届(年度単位で履行完了が分かる書類)

- ④ 質疑回答等の連絡先に関する調書（様式第5号）
  - ⑤ 暴力団排除に関する誓約書（様式第6号）
  - ⑥ プライバシーマークまたは ISMS の認証を取得していることが証明できるもの（写し可）
  - ⑦ 法人登記簿謄本の写し（官公庁発行様式）（発行日は申請日から3ヶ月以内のもの）
  - ⑧ 下記に掲げる納税証明書又は未納がない旨の証明書の写し（発行日は申請日から3ヶ月以内のもの）
    - ・ 国税（法人税及び消費税）：税務署発行様式その3の3
    - ・ 本社及び委任先の都道府県税（法人事業税）：直近2ヶ年分
  - ⑨ 会社概要書（様式第7号）及び会社パンフレット
  - ⑩ 共同企業体結成協定書（任意様式）
- 〈提出先〉〒590-0592 泉南市樽井一丁目1番1号  
 泉南市 成長戦略室 ふるさと連携戦略課（泉南市役所1階）

### （3）受付期間

令和8年8月24日（月）午前9時から令和8年9月4日（金）の午後5時30分まで  
 ※1 持参の場合は、平日の午前9時から午後5時30分までの間に持参すること。  
 ※2 郵送の場合は、令和8年9月4日（金）午後5時30分必着とする。  
 （書留等配達証明が可能な方法に限る）。

### （4）辞退

参加申込書を提出した後、都合により辞退する場合は速やかに別添プロポーザル参加申込辞退届（様式第3号）を提出するものとする。提出方法は持参又は郵送により提出するものとする。なお、郵送の場合は、書留等送達過程が記録される方法により郵送すること。

## 6. 質疑応答

### （1）質問の提出方法

仕様書の内容及び企画提案書等の提出に関する参加者の質問は、別添質疑書（様式第4号）に必要事項を記入し、下記送信先まで電子メールに添付して提出すること。電子メールの表題は「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とする。電子メール以外での質問（電話による問い合わせ等）は受付けない。  
 ※送信後に必ず電話により受信確認を行うこと。

＜送信先＞

泉南市 成長戦略室ふるさと連携戦略課 メールアドレス：furusato@city.sennan.lg.jp

### （2）受付期間

令和8年8月24日（月）午前9時から令和8年8月28日（金）午後1時まで

### （3）回答方法

令和8年9月2日（水）までに、提出されたすべての質問とその回答をまとめて、本市ウェブサイトに掲載する。なお、質問に対する回答をもって本実施要綱を追加補正したものとなす。また、質問者の名称は公表しない。

## 7. 参加資格の審査の実施とその結果の通知について

### （1）参加者の決定

参加申込書等の内容について審査し、参加資格の有無について決定する。

### （2）参加資格の審査結果の通知

参加資格の審査結果通知については、令和8年9月9日（水）に参加申込書に記載されたメールアドレス宛てに送信する。なお、必ず受信の報告をすること。

### （3）不適合理由の説明要求

参加資格を有しないとの通知を受け取った申込者は、書面（様式は問わない）により、不適合の理由について説明を求めることができる。その場合は、令和8年9月16日（水）午後5時30分までに、書面を持参または郵送により上記5（2）の提出先へ提出または必着すること。郵送の場合は、書留等配達証明が可能な方法に限る。その回答は令和8年9月18日（金）までに書面にて通知する。

### （4）その他

結果の経緯及び審査内容に関しての問い合わせには応じない。

## 8. 企画提案書の提出

### (1) 提出書類

企画提案書は、参加資格審査で資格有の通知があった者が提出することができる。

企画提案書は次に掲げる書類で構成し、①から⑤の順に並べてA4縦ファイルに綴じて提出すること。但し、企業名の記載は①のみとする。

① 企画提案書表紙（様式第8号－1）

② 委託料見積書（様式第8号－2）

※1 見積金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額とすること。

※2 見積金額については、「仕様書」に定めた想定寄附件数、想定寄附金額、想定ワンストップ受付件数及び想定さとふる経由の寄附受付件数の内容から、一定の単価または一定の率を乗じた金額を業務内容ごとに見積もった上、固定料金などの一定の割合によらない費用も含めた金額を記載すること。なお、書類送付に係る郵送料、返礼品の調達費用、返礼品の送付に係る送料、返礼品精算業務に係る振込手数料は見積金額に含まないものとする。見積金額の総額は、仕様書に示す想定寄附額等に基づき算定した額とし、事業費上限額〔寄附金額の5.0%（消費税及び地方消費税を除く）〕を超えないこと。

※3 積算内訳を別途添付すること。

③ 実施体制（様式第8号－3）

④ 役割分担（様式第8号－4）

※ 作業内容ごとの役割分担を記載すること。

⑤ 企画提案書（任意様式）

提案書については次のア～コの内容を踏まえ、別紙 審査基準表（プレゼンテーション審査）の評価項目に応じた内容を記載すること。

ア 業務の実施に関する基本方針について

- ・本業務に対する基本的な考え方
- ・本市の現状分析及び課題認識
- ・業務遂行における重点施策

イ 返礼品の提案及び改善策について

- ・新規返礼品の開発及び発掘手法
- ・地域資源を活用した高付加価値返礼品の提案
- ・返礼品ページの改善手法
- ・寄附実績分析に基づく改善提案

ウ PR及びプロモーションについて

- ・シティプロモーションとの連携方策
- ・SNS、動画コンテンツ及びWEB広告等を活用した情報発信
- ・ポータルサイト内広告の活用
- ・寄附者への効果的な情報発信
- ・本市ブランドの向上に向けた取組

エ 個人情報保護及び情報セキュリティについて

- ・個人情報保護方針
- ・情報漏えい防止対策
- ・セキュリティ事故発生時の対応体制
- ・従業員教育体制

オ 返礼品提供事業者との連携及び支援について

- ・事業者訪問体制
- ・商品開発支援
- ・写真撮影及び商品ページ作成支援
- ・事業者向け研修及び情報提供

カ 寄附者対応について

- ・問い合わせ対応体制
- ・苦情対応体制
- ・寄附者満足度向上策
- ・リピーター獲得施策
- キ 本市の寄附額向上に向けた提案について
  - ・市場分析及び競合自治体分析
  - ・寄附額向上施策
  - ・寄附者属性分析
  - ・ポータルサイト別分析
  - ・返礼品カテゴリー分析
  - ・データ分析に基づく改善提案
- ク 数値目標及び成果指標について
  - ・寄附額目標
  - ・寄附件数目標
  - ・新規返礼品登録目標
  - ・事業者開拓目標
  - ・リピーター率向上目標
  - ・その他成果指標
- ケ 業務継続体制について
  - ・災害発生時の対応
  - ・システム障害時の対応
  - ・緊急時連絡体制
  - ・本市および次期受託者へのデータや業務などの無償かつ円滑な引き継ぎ
- コ DXの推進について
  - ・データ分析及び活用方策
  - ・デジタルマーケティング施策
  - ・業務効率化に向けた取組
  - ・その他 DX 推進に関する提案

※企画提案書（任意様式）は、30 ページ以内で作成すること。

- (2) 提出部数等  
原本 1 部 コピー 7 部 合計 8 部 加えて記録媒体（CD-R）でデータを提出
- (3) 提出期間  
令和 8 年 9 月 10 日（木）午前 9 時から令和 8 年 9 月 30 日（水）午後 5 時 30 分まで
  - ① 提出先  
上記 5（2）の提出先と同じ
  - ② 提出方法  
持参又は郵送
    - ※ 1 持参の場合は、平日の午前 9 時から午後 5 時 30 分までの間に持参すること。
    - ※ 2 郵送の場合は令和 8 年 9 月 30 日（水）午後 5 時 30 分必着  
(書留等配達証明が可能な方法に限る)

## 9. プレゼンテーション

- (1) 実施日及び場所  
令和 8 年 10 月 20 日（火）（開始時刻及び場所については、別途連絡する）
- (2) プレゼンテーションの方法
  - ① プレゼンテーションの時間は 1 者あたり 30 分程度とする。
    - ・提出した企画提案書の内容説明（20 分以内）
    - ・企画提案書に対する質疑応答（約 10 分）
    - ※ プレゼンテーション前後の機材の準備及び撤去時間については、別に 5 分程度時間を設けるが、プレゼンテーション時間を厳守すること。
  - ② 出席者は 1 者あたり 3 名までとする。なお、業務統括責任者、業務担当予定者は出席

すること。発表は、本市との連絡調整等を担う予定の担当者が行うこと。また、指定する時刻までに会場外の指定場所にて待機すること。

- ③ プレゼンテーションに際し、機材（55 型液晶モニター：HDMI 端子接続、HDMI ケーブル）は事務局で準備するが、その他の機材については、各自で用意すること。
- ④ プレゼンテーションに際し、出席者の企業名の特定に繋がるような発言は控えること。

## 10. プレゼンテーション審査

### （１）審査基準

別紙「審査基準表（プレゼンテーション審査）」にて定める。

### （２）選定方法等

ふるさと寄附推進事業支援業務委託に係る公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、参加事業者ごとに次のとおり審査し、優先交渉権者の選定を行う。なお、参加事業者が１者の場合でもプレゼンテーション審査を実施する。

- ① 別紙「審査基準表（プレゼンテーション審査）」に基づき審査を実施し、総合得点（評価項目の全項目の合計点）が最高得点の者を優先交渉権者として選定する。
- ② 各委員の提案評価点の内、「業務に要する費用」及び「業務実績」を除く項目（80 点満点）について、各提案者の評価点から最高点及び最低点の委員の採点を除いた、委員３名分の合計点（満点 240 点）のうち、６割に当たる 144 点を最低基準点とし、最低基準点を満たさない場合は優先交渉権者として選定しない。
- ③ 総合得点が同点の者が複数いた場合は、見積金額の低い者を優先交渉権者とする。
- ④ 総合得点が同点であり、かつ、見積金額が同額の者が複数いた場合は、選定委員会の合議により順位を選定する。
- ⑤ 総合得点の最高得点の者が契約を締結しない場合、総合得点の第２位の者を優先交渉権者とする。

### （３）選定結果の通知

選定結果については令和 8 年 10 月 30 日（金）にすべてのプレゼンテーション審査対象事業者に対し、参加申込書に記載されたメールアドレス宛てに送信する。また、選定結果は、泉南市役所内の情報公開コーナー及び泉南市ウェブサイトにおいて公表する。

### （４）非選定理由の説明要求

優先交渉権者として選定されなかった参加事業者は、書面（様式は問わない）により、非選定の理由について説明を求めることができる。その場合は、令和 8 年 11 月 4 日（水）午後 5 時 30 分までに、書面を持参または郵送により上記 5（２）の提出先へ提出または必着すること。郵送の場合は、書留等配達証明が可能な方法に限る。その回答は令和 8 年 11 月 11 日（水）までに書面にて通知する。

### （５）その他

選定委員会の会議は非公開とし、審査の経緯及び審査内容に関しての問い合わせには応じない。

## 11. 企画提案者の失格に関する事項

企画提案者は、以下のいずれかに該当した場合は、失格（選定対象からの除外）とする。なお、（１）から（５）に該当した場合は別途、入札に準じて指名停止等の措置を講じる。

- （１）提出書類に虚偽の記載をした場合
- （２）プロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- （３）他の提案者と応募提案の内容またはその意思について相談を行った場合
- （４）事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- （５）その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- （６）参加資格要件を満たしていない場合、または満たすことができなくなった場合
- （７）実施要領に定める手続きを順守しない場合
- （８）提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）
- （９）企画提案書の見積書に関し、事業費上限額（上記 2（４））を超える金額を提案した場合

- (10) 指定した時間に遅れたとき
- (11) プレゼンテーションを欠席したとき

## 12. 契約

仕様書及び優先交渉権者の企画提案書等の記載事項をもとに、協議の上、泉南市財務規則に基づき契約を締結する。

- (1) 優先交渉権者に決定した者と、契約金額等契約要件について協議の上、見積書を徴収し、業務委託契約を締結する。
- (2) 優先交渉権者が契約までの間に失格事項が判明した場合及び辞退した場合は、総合得点の第2位の者を優先交渉権者とし業務委託の締結交渉を行う。
- (3) 業務委託契約等の条件等については、企画提案書の内容を基本として、優先交渉権者との協議により定めるものとする。
- (4) 優先交渉権者は、円滑に受託業務を行うことができるよう、自らの責任において準備を行い、準備に必要な経費を負担するものとする。
- (5) 契約予定日 令和8年11月下旬頃【予定】
- (6) 契約保証金に関する事項

受託者は、本市との契約締結前に、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

- ① 債務の不履行により生ずる損害金の支払いを補填する履行保証保険契約を締結した場合
- ② 契約者が過去2年間の間に市、国又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって誠実に履行した実績があり、実績を記載した契約保証金免除申請書を提出し本市が承認した場合

## 13. その他

- (1) 本件に関する事項について、電話又は口頭による問い合わせには一切応じない。
- (2) 企画提案書は1者1提案とする。
- (3) 参加事業者が1者であってもプレゼンテーション審査は行うが最低基準点を満たさない場合は優先交渉権者として選定しない。
- (4) 提出された企画提案書等の書類の追加、修正及び変更は認めない。
- (5) このプロポーザルに要する経費は、すべて参加事業者の負担とする。
- (6) 審査基準に関する質問は受け付けない。
- (7) 提出された提案書等は返却しない。
- (8) 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。ただし泉南市が本案件のプロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、企画提案等の内容が無償で利用できるものとする。企画提案書等に含まれる第三者の著作権の公表などの使用については、提案者が第三者の承諾を得ておくものとする。
- (9) 泉南市情報公開条例（平成11年10月4日条例第17号）に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となる。ただし、公開することにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報は、同条例第10条第2号の規程により不開示となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。
- (10) 契約締結後においても、受託者が本プロポーザルにおいて失格事項に該当していることが明らかとなった場合または本プロポーザルにおける企画提案書において著しく実現性から乖離した提案を行っていたことが明らかとなった場合は、契約を解除することができる。
- (11) この契約は、契約締結から令和12年3月31日までの（令和11年度末まで）複数年度にわたる業務であり、本契約の締結にあたっては、泉南市議会において議決された債務負担行為の範囲内で契約を締結するものとする。契約期間中において、当該債務負担行為の変更その他やむを得ない事由が生じた場合は、委託者及び受託者が協議のうえ契約内容を変更することができる。

- (12) 契約期間満了又は契約解除となる場合は、受託者は本市又は次期受託事業者に対し、寄附者情報、返礼品情報、事業者情報その他業務遂行に必要な情報について、円滑かつ確実な引継ぎを行うものとする。
- (13) 受託者は、本市のシティプロモーション及び地域ブランド向上の観点を十分に理解し、単なる事務処理業務にとどまらず、本市の魅力発信及び地域経済の活性化に資する提案及び取組を積極的に行うものとする。

別紙 審査基準表（プレゼンテーション審査）

|   | 評価項目                      | 評価基準                                                                                                                                                             | 配点 |
|---|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| ① | 業務に要する費用                  | 見積額の妥当性及び経済性について<br>【配点×（全提案者中最低見積額）／（当該提案者見積額）】                                                                                                                 | 10 |
| ② | 業務実績                      | 本市が求める参加資格を満たすとともに、実績中参加資格に示す寄附額より多くの寄附額を集めている自治体業務を受託しており、本市の業務をより円滑かつ確実に実施できるか。                                                                                | 5  |
| ③ | 業務の実施に関する基本方針<br>（移行準備含む） | 本市の現状分析、課題認識が的確に行われ、目的に合致した基本方針となっているか。また、円滑に履行開始できるよう「準備期間」に計画されているか。                                                                                           | 10 |
| ④ | 返礼品の提案及び改善策               | 本市の地域資源の強み・弱みを分析したうえで、新規開発や既存品のブラッシュアップなどの提案が具体的かつ魅力的か。写真やページデザイン（SEO 対策含む）の改善支援策に実効性があるか。                                                                       | 15 |
| ⑤ | PR 及びプロモーション              | 寄附者属性に応じたプロモーション計画（SNS、動画、Web 広告、イベント等）が、仕様書の想定寄附額の達成及び本市のシティプロモーションに寄与する内容か。                                                                                    | 15 |
| ⑥ | 情報セキュリティ及び業務継続体制          | 大量の個人情報扱うため、全従事者への情報セキュリティ教育体制、情報漏洩・事故防止のためのルールや連絡体制、災害、システム障害等の緊急事態発生時における復旧体制や緊急連絡体制など、組織的・物理的・技術的セキュリティ対策が万全か。<br>また、本契約終了時等における業務継続に関する提案が確実かつ円滑な業務継続につながるか。 | 5  |
| ⑦ | 返礼品提供事業者との連携及び支援          | 返礼品提供事業者への日常的な相談対応、年 1 回以上の説明会・研修会の内容、商品開発支援体制が具体的か。<br>また、新規事業者開拓の体制が現実的か。                                                                                      | 15 |
| ⑧ | 寄附者対応                     | コールセンターの運営体制、問い合わせ・苦情への迅速な対応力が備わっているか。また、仕様書の年間想定 54,000 件のワンストップ特例申請対応や eLTAX データ納品を正確に行う体制があるか。                                                                | 5  |

|     |             |                                                                 |     |
|-----|-------------|-----------------------------------------------------------------|-----|
| ⑨   | 寄附額向上に向けた提案 | 市場分析、競合分析、およびDXを活用するなど新規・リピーター獲得に対する独自のノウハウやそれらに基づいた具体的な提案があるか。 | 10  |
| ⑩   | 数値目標及び成果指標  | 本業務を通じた寄附獲得額や各種施策が目標設定根拠に基づいた妥当かつ実現可能なものか。                      | 10  |
| 合 計 |             |                                                                 | 100 |